

答 申

諮問第155号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年5月11日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年5月26日付け総第05120008号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年6月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求にかかる情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行

わなかった。

- (1) 審査会の非開示の理由付けとして、「実施機関が行った非開示決定についての妥当性を判断するにとどまるのであり、本件処分の背景となった事実の存否や当否について判断するところではない」とすると予想されるが、和歌山県技術調査課が口頭でする説明がすべて正しく、〇〇〇〇〇〇〇〇が建設業法及び浄化槽法違反である事実関係についてはインカメラ等により調べる必要は全くなく、何ら事実根拠のない「妥当」答申をまたも出すということか。
- (2) 〇〇〇〇〇〇〇〇が、建設業法及び浄化槽法違反ではないと事実認定し、毎度の妥当答申書を作成しておきながら、事実認定した理由がないはずがない。実施機関は、審査会について「背景となった〇〇〇〇〇〇〇〇が建設業法違反及び浄化槽法違反の事実の存否や当否について審議する機関ではない」とするが、条例第27条の規定により、異議申立人の提出した証拠、及び技術調査課による立入検査の資料から、その存否や当否について調査し、判断することは十分可能である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

提出された公文書開示請求書の記載内容から請求の対象は、諮問第135号における答申に関し、〇〇〇〇〇〇〇〇について建設業法違反、及び浄化槽法違反でないとして審査会が認定した理由がわかる情報と判断した。

しかし、審査会は、条例第23条により「条例第19条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため」設置されたものであり、公文書の非開示等について不服申立てがあった場合に、公文書の開示・非開示の適否に関して審議を行う機関である。このため、当該不服申立ての背景となった〇〇〇〇〇〇〇〇

○の建設業法違反及び浄化槽法違反の事実の有無について審議する機関ではないため、建設業法違反及び浄化槽法違反であるか否かの認定はしておらず、本件開示請求の内容を充足する情報はそもそも存在しない。

よって、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、諮問第135号における答申に関し、審査会が、○○○○○○○○○について建設業法、及び浄化槽法違反ではないと認定した理由が分かる情報の記載された公文書であると認められる。

実施機関は、審査会とは、条例に基づき、公文書の非開示等について不服申立てがあった場合に公文書の開示・非開示の適否に関して審議を行うものであり、当該不服申立ての背景となった建設業法違反及び浄化槽法違反の事実の有無について審議する機関ではないため、建設業法違反及び浄化槽法違反であるか否かの認定はしておらず、本件開示請求の内容を充足する情報はそもそも存在しない旨主張するところ、この説明は特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-------------|-------------------|
| 平成27年6月26日 | ○諮問（実施機関） |
| 平成27年7月8日 | ○実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成27年7月23日 | ○異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成29年6月6日 | ○審議 |
| 平成29年9月4日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成29年9月25日 | ○審議 |
| 平成29年10月13日 | ○審議 |
| 平成29年11月2日 | ○審議 |

【別紙】

本件開示請求の内容

| 請求日 | 請求内容 |
|------------|--|
| 平成27年5月11日 | 平成27年3月25日付け和情審第23号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第135号6頁「等審査会も実施機関と同様に当該業者が違法であると認定したものではない」とし、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇が建設業法、及び浄化槽法違反ではないと認定した理由が分かる情報。 |